

まんのう町立琴南中学校いじめ防止基本方針

まんのう町立琴南中学校

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法（第2条）」より）

第2 いじめに対する基本認識

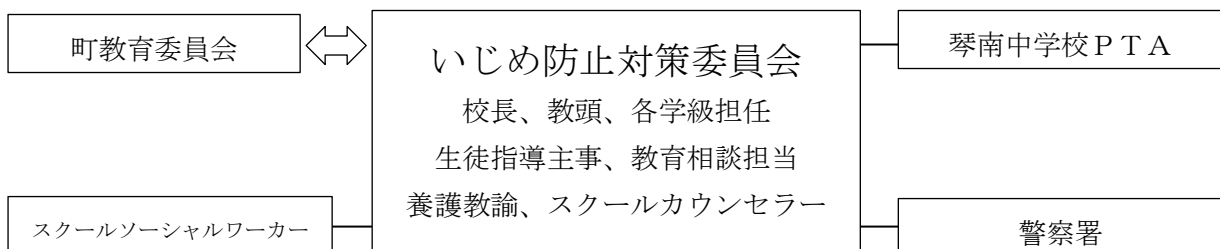
全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「まんのう町立琴南中学校いじめ防止基本方針」を以下のように定め、いじめ防止への対応に組織的に取り組むものとする。

第3 いじめ防止等に向けた基本的な方針

- いじめの未然防止
 - 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。
 - 生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。
- いじめの早期発見
 - 日頃から生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、生徒が示す変化を見逃さないように努める。
 - 教職員相互の積極的な情報交換を行い、情報を共有するよう努める。
- いじめへの早期対応
 - いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。
 - 被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
 - 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応する。
- 重大事態への対処
 - すみやかに町教育委員会に報告し、協議の上、その事態に適切に対処する。
 - 教職員の共通理解を図り、再発防止に努める。
- 教職員の資質の向上
 - 全ての教職員のいじめへの対応に係る資質の向上を図る研修を行う。

第4 いじめ防止等の対策のための組織

- いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「琴南中学校いじめ防止対策委員会」（以下「いじめ防止委員会」と称する）を以下のように設置する。
 - 「いじめ防止委員会」は原則として、毎月1回開催し、必要に応じて関係機関と連携して開催する。緊急を要する場合は臨時に招集する。



2 いじめ防止対策委員会の役割

- ・ いじめの未然防止のための体制整備やその取り組みの推進
- ・ いじめの正確な事実の把握及びその分析
- ・ いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援
- ・ いじめを行った生徒への指導とその保護者に対する助言
- ・ 関係機関や専門的な知識を有する者との連携
- ・ いじめ問題に関する教職員研修の推進

第5 いじめ防止のための取り組み

1 いじめの未然防止

(1) 道徳教育の充実

- ・ 心を耕し、自他を尊重する態度を育むために教材等を吟味し、計画的に実施する。
- ・ 生徒の良さを認め自尊感情を高める「GOODカード」の実施

(2) 傍観者を生まない集団づくり

- ・ 生徒同士がお互いの良さを認め合う「NICEカード」の実施
- ・ 生徒同士のつながりを深め、温かい集団をつくる「リレーション学習」の計画的な実施

(3) 体験活動の充実

- ・ 「琴南地区学校・家庭・地域連携協議会」と連携し、次のような活動を行う。
大川山キャンプ（8月）、そば作り（8月～12月）、豆腐作り（10月）
高齢者宅訪問（2学期）

(4) 保護者や地域社会との連携

- ・ 学校だより「源流」（毎月1回発行）を琴南地区全戸に配布し、いじめ防止等に関する学校の取り組みを伝える。
- ・ 保護者や地域の方々に、学校で開催する人権や命の大切さについて考える講演会等の行事への参加を呼びかけたり、内容を学校だよりで伝えたりする。
- ・ 「琴南地区学校・家庭・地域連携協議会」と連携し、生徒の健全育成を図る活動を行ったり、保護者・地域住民と生徒の健全育成について考える場を設けたりする。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察と情報の共有

- ・ 「すべての生徒をすべての教職員で育てる」という認識を持ち、生徒が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の情報の共有に努める。
- ・ 生活記録「きらら」等を生かした生徒の変化や友人関係の把握に努める。

(2) アンケートの実施

- ・ 学期に1回、生活アンケート「ハートチェック」を実施するとともに、その結果をもとにして学級担任が教育相談を行う。
- ・ 「Q-U」を活用し、学級集団に対する生徒の意識を把握する。（6月と10月に実施）

(3) 教育相談の実施

- ・ 生徒全員に対してスクールカウンセラーとの面談を行う。（5月と12月に実施）
- ・ 生徒が気軽に相談できるようカウンセリングルームを含む教育相談体制を整備する。

(4) 保護者との信頼関係の構築

- ・ 生徒の学校生活の様子等について、日頃からこまめに連絡するなどして、信頼関係を築く。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知した時の対応

- ① 「いじめ」と疑われる行為を発見した時は、その場でその行為をやめさせる。
- ② 「いじめ」を認知した場合は、一人で抱え込まず、管理職等に報告する。
- ③ すみやかに関係生徒から事情を聴き取り、事実関係を確認する。
- ④ 事実関係が明らかになり次第、被害・加害生徒とその保護者に連絡をし、関係者が同席する中で、それぞれに事実関係と今後の対応を伝える。
- ⑤ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると管理職が判断した場合は、町教育委員会と協議の上、警察に通報し、適切な支援を求める。

(2) いじめられた生徒とその保護者への支援

- ① 事実関係の聞き取りはいじめられた生徒の側に立って行う。
- ② 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ④ 生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒を支える体制を整える。
- ⑤ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも継続的な観察をし、折に触れて必要な支援をする。

(3) いじめた生徒への指導とその保護者への助言

- ① いじめを行ったとされる生徒から、具体的に事実関係の聞き取りを行う。
- ② 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ③ いじめがあったと確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するための指導を行う。
- ④ いじめを行った生徒への指導にあたっては、いじめは相手の生徒の人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚するように指導する。
- ⑤ 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ⑥ いじめを行っている生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察署等の関係機関と相談して適切に対処する。

(4) いじめが起きた学級全体への指導

- ① 学級指導などを通して、いじめが絶対許されない行為であることを改めて指導する。
- ② いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として考えるよう指導をする。
- ③ 全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

第6 重大事態への対処

1 定義

- ・ いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合とする。

2 調査

- ① 教職員は重大事態を認知した場合には、速やかに管理職に報告する。
- ② 管理職は速やかに町教育委員会に速報を入れるとともに、「いじめ防止対策委員会」を開催し、対応を検討の上、事実関係を明確にする調査を行う。
- ③ 調査は教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護等に十分配慮して行う。

3 報告

- ① 調査の結果、当該事案が重大事態であると認められる場合は、町教育委員会へ報告するとともに、同委員会を通じて町長にも報告する。
- ② 調査結果は、いじめを受けた生徒とその保護者に対し、教育的配慮をした上で事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

第7 教職員の資質の向上

1 校内研修

- ・ いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、教職員の共通理解を図る。

2 研修会等への積極的な参加

- ・ 教育センター等の研修の機会を有効に活用し、積極的に研修に参加する。
- ・ 「かがやく笑顔を取り戻すために」などの研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図る。

第8 その他

- 1 いじめの未然防止への取り組みや発生時の対応等について、教職員や保護者等による学校評価を計画的に実施し、検証する。
- 2 この基本方針は、実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。